



2025年4月1日(火)申請分から 介護職員等の喀痰吸引等の 認定・登録に係る手数料が**無料**※ (県証紙貼付不要)になります。

※ただし、認定証等を送付するため、切手を貼付した返信用角形2号封筒の提出が必要です。

従事者の資格  介護職員等が喀痰吸引及び経管栄養を行うための、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請

認定特定行為業務従事者	認定証交付手数料 1,000 円	➡ 無料
	認定証再交付手数料 900 円	

事業者の資格  登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として介護職員等に喀痰吸引及び経管栄養を行わせる事業者の登録

登録特定行為事業者	登録申請手数料 4,200 円	➡ 無料
	行為の追加登録手数料 3,900 円	

登録研修機関の登録 介護職員等に基本研修（講義＋演習）、実地研修を含めた、喀痰吸引及び経管栄養の研修を行う機関の登録

登録研修機関	新規登録手数料 7,900 円	➡ 無料
	更新手数料 4,500 円	

山形県では、喀痰吸引等（医療的ケア）を必要とされる方に対する医療支援の重要性を踏まえ、喀痰吸引等制度に係る手数料を廃止します。

問合せ先：不特定の者について(第1号、第2号)：高齢者支援課 介護指導担当 TEL 023-630-3123
特定の者について(第3号)：障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当 TEL 023-630-2148